平成２７年（フ）第１６１３号
札幌市南区簾舞６条２丁目６番６号
債務者　土井　順子（旧姓伊田）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６１７号
札幌市中央区南23条西９丁目１番38―101号
債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４２号
札幌市手稲区前田１条７丁目２番８号　ハイツパークサイド102号
債務者　大橋　史章
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４７号
北海道江別市牧場町２番地の６
債務者　青山　勝美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６１号
北海道石狩郡当別町太美町1467番地60
債務者　増田　秀則
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９４号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番23―502号
債務者　柏　小百合
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８号
北海道樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の483
債務者　山田眞貴子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第８１０号
埼玉県川口市上青木西２丁目１番１―403号　中銀青木公園団地１号棟
債務者　児玉佐知子（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４８号
埼玉県川口市青木５丁目17番31号　メゾンコスモＢ棟103号室
債務者　田村　智美（旧姓木立）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
千葉県山武市蓮沼ロの3072番地
債務者　秋葉　勝代
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３１号
千葉県銚子市榊町5124番地の１　漁民住宅Ａ―12号
債務者　向後　清治
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第６７号
新潟県三条市島田３丁目１番３号
債務者　大澤　広伸
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２９５号
静岡県伊豆市下白岩1295番地の63
債務者　藍川　麻美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
愛知県岡崎市鹿勝川町字新崎12番地　ウッドハウストヨトミＣ
債務者　小川　千草
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７１８号
大阪府柏原市清州１丁目２番13号
債務者　横見　義秋
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７５６号
大阪府羽曳野市学園前５丁目191番地の６
債務者　ＡＹＫ溶材所こと　久保　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８７９号
大阪府高石市西取石７丁目６番23号
債務者　乙竹智恵子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係